

鳥取県東部広域行政管理組合 令和4年度 第3回正副管理者会議

日 時 令和5年1月23日（月）10：00～12：00
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局 分庁舎会議室

— 日 程 —

【1】開 会

【2】管理者あいさつ

【3】議 事

〔1〕議会定例会（令和5年2月6日招集予定）提出議案

- 1 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）
《議案第1号》（案）…………… 1
- 2 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別
会計補正予算（第1号）《議案第2号》（案）…………… 8
- 3 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算
《議案第3号》（案）…………… 10
- 4 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別
会計予算《議案第4号》（案）…………… 22
- 5 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正について
《議案第5号》（案）…………… 24
- 6 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正について
《議案第6号》（案）…………… 27
- 7 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の
一部改正について《議案第7号》（案）…………… 33
- 8 鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を
改正する等の条例の制定について《議案第8号》（案）…………… 36
- 9 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について
《議案第9号》（案）…………… 40

〔2〕その他

- 1 鳥インフルエンザに係る鶏焼却処分について…………… 資料6
- 2 可燃物処理施設建設工事の進捗状況について…………… 資料7
- 3 消防庁舎整備事業の進捗状況について…………… 資料8

【4】そ の 他

- 〔1〕今後の行事予定について…………… 41
- 〔2〕その他

【5】閉 会

令和4年度 第3回正副管理者会議出席者

[正副管理者]

職 名	氏 名
管理者 鳥取市長	深 澤 義 彦
副管理者 岩美町長	長 戸 清
副管理者 智頭町長	金 兒 英 夫
副管理者 若桜町長	上 川 元 張
副管理者 八頭町長	吉 田 英 人
副管理者 鳥取市副市長	羽 場 恭 一

[鳥取県東部広域行政管理組合]

局	職 名	氏 名
事 務 局	事務局長	遠 藤 全
	次長兼総務課長	小 清 水 輝 彦
	総務課長補佐兼庶務係長	中 本 恵
	総務課主査	木 原 真 紀 子
	福祉環境課長	坂 本 清 美
	福祉環境課長補佐兼環境管理係長	有 田 清 則
	福祉環境課主査兼福祉審査係長	表 恵 子
	施設建設課長	前 田 武 彦
	施設建設課長補佐	瀬 村 義 浩
消 防 局	消防局長	田 住 浩
	次長兼鳥取消防署長	西 尾 昭 彦
	消防総務課長補佐	大 坪 憲 司
	警防課長	森 寛 之
	情報指令課長	吉 田 正
	予防課長	平 田 英 雄

【3】議 事

[1] 議会定例会（令和5年2月6日招集）予定提出議案

- 1 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）
 《議案第1号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
7,098,962 千円	15,974 千円	7,114,936 千円

ア 歳入補正額の主な内容

- 市町負担金の減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △132,511 千円
- 再生資源有価物売払収入の増・・・・・・・・・・・・ 55,886 千円
- 基金繰入金の増（退職手当金積立基金）・・・・ 20,080 千円
- 前年度繰越金の増・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65,109 千円
- 雑入の増（鳥インフルエンザ焼却処分業務委託料）・・・・ 12,830 千円
- 組合債の減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △19,800 千円

イ 歳出補正額の主な内容

- 鳥インフルエンザ焼却処分業務委託費の増・・・・ 12,830 千円
- 給与改定・早期退職等に伴う職員給与費の増・・・・ 42,952 千円
- 智頭・用瀬・若桜出張所新築工事等関連経費の減・・・・ △39,156 千円

(2) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	5,420,391	△ 132,511	5,287,880
2 使用料及び手数料	278,470	963	279,433
3 国庫支出金	667,831	0	667,831
4 県支出金	4,600	△ 426	4,174
5 財産収入	51,938	55,976	107,914
7 繰入金	242,416	20,080	262,496
8 繰越金	500	65,109	65,609
9 諸収入	60,216	26,583	86,799
10 組合債	372,600	△ 19,800	352,800
歳入合計	7,098,962	15,974	7,114,936

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	2,301	△ 951	1,350
2 総務費	95,534	1,216	96,750
3 民生費	65,387	△ 1,113	64,274
4 衛生費	3,359,111	11,027	3,370,138
5 消防費	3,148,319	△ 148	3,148,171
6 公債費	425,310	5,943	431,253
7 予備費	3,000	0	3,000
歳出合計	7,098,962	15,974	7,114,936

(3) 令和4年度一般会計補正予算（第2号）案の概要

(単位:千円)

歳 出 区 分	歳 出 項 目	補正前	補正額	補正後	対補正前 比(%)	財源内訳			
						歳 入 区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議 会 費	1 議 会 費	2,301	△ 951	1,350	△ 41.3				
		2,301	△ 951	1,350	△ 41.3	普通負担金	2,301	△ 951	1,350
2 総 務 費	<主な補正要素内容> (1) 議員異動に伴う報酬の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減(常任委員会視察経費)	645 1,656	38 △ 989	683 667					
		95,534	1,216	96,750	1.3				
1 一般管理費	<主な補正要素内容> (1) 給与改定・新型コロナ対応動員等に伴う職員給与費の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の増(事務システム保守関連経費等)	95,534	1,216	96,750	1.3	普通負担金 前年度繰越金 預金利子 雑入	95,026 500 8 0	△ 3,833 4,452 0 597	91,193 4,952 8 597
		57,309 38,225	1,176 40	58,485 38,265					
3 民 生 費	1 介護認定審査費	65,387	△ 1,113	64,274	△ 1.70				
		58,658	△ 1,700	56,958	△ 2.9	普通負担金 特別負担金 前年度繰越金 雑入	57,159 1,405 0 94	△ 4,402 0 2,738 △ 36	52,757 1,405 2,738 58
2 障害者総合支援 審 査 費	<主な増減要素内容> (1) 審査会委員欠席等に伴う職員給与費の減 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減(総会開催経費等)	4,546	1	4,547	0.1	普通負担金 前年度繰越金 雑入	4,540 0 6	△ 60 59 2	4,480 59 8
		4,546	1	4,547					
3 休日急患歯科 診 療 費	<主な増減要素内容> (1) 事務事業の確定に伴う経費の増(令和3年度赤字補填分補助金)	2,183	586	2,769	26.8	普通負担金 休日等歯科診療所 運営費補助金 前年度繰越金	1,750 433 0	590 △ 6 2	2,340 427 2
		2,183	586	2,769					
4 衛 生 費	1 火葬場費	3,359,111	11,027	3,370,138	0.3				
		23,308	0	23,308	0.0				
1 因幡霊場管理費	※ 財源更正	23,308	0	23,308	0.0	普通負担金 特別負担金 前年度繰越金 雑入	23,058 0 0 250	15 0 4 △ 19	23,073 0 4 231

(単位:千円)

歳 出 区 分	歳	項 目	補正前	補正額	補正後	対補正前 比(%)	財源内訳				
							歳 入	区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
2 不燃物処理費			499,651	730	500,381	0.1					
1 環境クリーンセン ター管理費			476,263	1,261	477,524	0.3					
		<主な増減要素内容>									
		(1) 給与改定等に伴う職員給与費の増	42,319	449	42,768			普通負担金	420,417	△ 72,332	348,085
		(2) 事務事業の確定に伴う経費の増(電気料金等)	433,944	812	434,756			不燃物処理手数料	7,925	963	8,888
								利子及び配当金	2	0	2
								再生資源有価物	47,374	55,886	103,260
								売払収入	0	16,732	16,732
								前年度繰越金	545	12	557
								雑入			
2 元処分場管理費		<主な増減要素内容>	10,581	△ 531	10,050	△ 5.0		普通負担金	10,581	△ 531	10,050
		(1) 事務事業の確定に伴う経費の減(水処理用薬品費)	10,581	△ 531	10,050						
3 白兔グラウンド ゴルフ場管理費		※ 財源更正	12,807	0	12,807	0.0		普通負担金	12,792	△ 26	12,766
			12,807		12,807			不燃物処分場用地使用料	15	0	15
								前年度繰越金	0	26	26
								雑入			
3 し尿処理費			375,030	△ 1,870	373,160	△ 0.5					
1 施設管理費			375,030	△ 1,870	373,160	△ 0.5		普通負担金	329,030	△ 8,962	320,068
		<主な補正要素内容>						し尿処理施設整備	46,000	△ 1,600	44,400
		(1) 給与改定等に伴う職員給与費の増	8,704	77	8,781			事業債	0		
		(2) 事務事業の確定に伴う経費の減(生物膜装置修繕費)	366,326	△ 1,947	364,379			前年度繰越金	0	8,692	8,692
4 可燃物処理費			2,461,122	12,167	2,473,289	0.5					
1 ごみ処理施設 建 設 費			2,329,092	12,167	2,341,259	0.5		普通負担金	1,337,601	△ 19,227	1,318,374
		<主な増減要素内容>						可燃物処理手数料	264,000	0	264,000
		(1) 給与改定等に伴う職員給与費の増	34,962	124	35,086			一般廃棄物処理施設	667,831	0	667,831
		(2) 事務事業の確定に伴う経費の増(鳥インフルエンザ焼却処分経費等)	2,294,130	12,043	2,306,173			整備事業費交付金			
								利子及び配当金	1	0	1
								売電収入	737	0	737
								前年度繰越金	0	6,400	6,400
								雑入	58,922	24,994	83,916

(単位:千円)

歳 出 区 分	歳 出 項 目	補正前	補正額	補正後	対補正前 比(%)	財源内訳			
						歳 入 区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
5 消 防 費		3,148,319	△ 148	3,148,171	△ 0.1				
1 消防総務費		2,575,988	43,887	2,619,875	1.7				
	<主な増減要素内容>								
	(1) 給与改定・早期退職等に伴う職員給与費の増(早期1名、中途1名)	2,315,629	40,744	2,356,373		普通負担金	2,360,013	△ 3,066	2,356,947
	(2) 事務事業の確定に伴う経費の増(電気料金等)	158,356	3,053	161,409		特別負担金	102,000	0	102,000
	(3) 基金積立金の増	102,003	90	102,093		消防手数料	254	△ 254	0
						消防費県補助金	2,941	0	2,941
						利子及び配当金	3	90	93
						退職手当金積立	110,386	20,080	130,466
						基金繰入金	0	26,004	26,004
						前年度繰越金	391	1,033	1,424
						雑入			
2 予 防 費		3,589	△ 51	3,538	△ 1.4				
	<主な増減要素内容>								
	(1) 給与改定に伴う職員給与費の増	2,174	51	2,225		普通負担金	0	115	115
	(2) 事務事業の確定に伴う経費の減(旅費)	1,415	△ 102	1,313		消防手数料	2,363	254	2,617
						消防費県補助金	1,226	△ 420	806
4 警 防 費		38,662	660	39,322	1.7				
	<主な増減要素内容>								
	(1) 事務事業の確定に伴う経費の増(空気・酸素ボンベ容器検査料)	38,662	660	39,322		普通負担金	38,662	660	39,322
5 消防施設費		529,652	△ 44,644	485,008	△ 8.4				
	<主な補正要素内容>								
	(1) 事務事業の確定に伴う経費の減(智頭・用瀬・若桜出張所新築工事等)	529,652	△ 44,644	485,008		普通負担金	101,784	711	102,495
						特別負担金	100,358	△ 27,155	73,203
						物品売却収入	910	0	910
						消防施設等整備事業債	326,600	△ 18,200	308,400
6 公 債 費		425,310	5,943	431,253	1.4				
1 元 金		415,360	6,922	422,282	1.7				
	<主な補正要素内容>								
	(1) 事務事業の確定に伴う経費の増(消防施設等整備事業債)	415,360	6,922	422,282		普通負担金	82,360	△ 2,099	80,261
						特別負担金	336,126	8,042	344,168
						火葬場用地使用料	64	0	64
						不燃物処分場用地使用料	235	0	235
						浄苑用地等使用料	111	0	111
						可燃物処理施設用地使用料	4	0	4
						消防用地使用料	3,499	0	3,499
						土地貸付収入	2,911	0	2,911
2 利 子		9,950	△ 979	8,971	△ 9.8				
	<主な補正要素内容>								
	(1) R3年度借入利率確定に伴う減	8,950	△ 379	8,571					
	(2) 一時借入金利子の減	1,000	△ 600	400					
	歳 出 合 計	7,098,962	15,974	7,114,936	0.2		7,098,962	15,974	7,114,936

(4) 令和4年度普通負担金（対補正前比較）

(単位：千円)

市	町 名	運 営 費	介 護 認 定 審 査 費	障害者総合支 援 審 査 費	休日急患歯科 診 療 費	火 葬 場 費	不燃物処理費	不燃物処理場 跡 地 利 用 施 設 費	し尿処理費	集 落 排 水 処 理 費	可燃物処理費	消 防 費	合 計
鳥 取 市	補 正 後	57,539	41,812	3,055	1,961	30,607	314,538	10,717	171,505	64,074	1,149,611	1,964,426	3,809,845
	補 正 前	61,891	45,301	3,094	1,467	30,595	376,540	10,739	178,211	63,997	1,166,120	1,980,687	3,918,642
	比較(後)－(前)	△ 4,352	△ 3,489	△ 39	494	12	△ 62,002	△ 22	△ 6,706	77	△ 16,509	△ 16,261	△ 108,797
岩 美 町	補 正 後	4,154	3,244	387	106	1,810	20,094	614	28,657	3,805	57,962	154,391	275,224
	補 正 前	4,363	3,514	393	79	1,809	24,075	615	29,801	3,802	58,795	148,931	276,177
	比較(後)－(前)	△ 209	△ 270	△ 6	27	1	△ 3,981	△ 1	△ 1,144	3	△ 833	5,460	△ 953
智 頭 町	補 正 後	2,865	1,877	275	61	1,224	11,186	365	19,546	7,376	32,596	112,354	189,725
	補 正 前	2,960	2,034	279	46	1,224	13,395	366	20,320	7,371	33,063	106,361	187,419
	比較(後)－(前)	△ 95	△ 157	△ 4	15	0	△ 2,209	△ 1	△ 774	5	△ 467	5,993	2,306
若 桜 町	補 正 後	1,382	1,177	258	41	590	5,027	164	2,986	1,153	15,528	63,373	91,679
	補 正 前	1,434	1,274	262	30	590	6,021	164	3,107	1,153	15,751	61,012	90,798
	比較(後)－(前)	△ 52	△ 97	△ 4	11	0	△ 994	0	△ 121	0	△ 223	2,361	881
八 頭 町	補 正 後	6,055	4,647	505	171	2,843	26,480	906	14,265	31,568	82,928	230,263	400,631
	補 正 前	6,436	5,036	512	128	2,841	31,700	908	14,844	31,546	84,119	229,396	407,466
	比較(後)－(前)	△ 381	△ 389	△ 7	43	2	△ 5,220	△ 2	△ 579	22	△ 1,191	867	△ 6,835
補 正 後 合 計		71,995	52,757	4,480	2,340	37,074	377,325	12,766	236,959	107,976	1,338,625	2,524,807	4,767,104
補 正 前 合 計		77,084	57,159	4,540	1,750	37,059	451,731	12,792	246,283	107,869	1,357,848	2,526,387	4,880,502
比 較 (後) － (前)		△ 5,089	△ 4,402	△ 60	590	15	△ 74,406	△ 26	△ 9,324	107	△ 19,223	△ 1,580	△ 113,398

(5) 令和4年度特別負担金（対補正前比較）

(単位：千円)

市 町 名	事 業		交 付	税 費	介 護 認 定 費 建 設 費 防 設 費 消 防 員 退 職 手 当 基 金 積 立 費	合 計
	不燃物処理費	燃 料 物 理 費				
鳥 取 市	補 正 後	5,813	150	2,521	62,883	79,361
	補 正 前	4,416	77	2,525	111,407	79,968
	比較(後)－(前)	1,397	73	△ 4	△ 48,524	△ 24,206
岩 美 町	補 正 後	－	－	－	－	6,237
	補 正 前	－	－	－	－	6,013
	比較(後)－(前)	－	－	－	－	224
智 頭 町	補 正 後	－	－	－	9,896	4,539
	補 正 前	－	－	－	9,096	4,294
	比較(後)－(前)	－	－	－	800	245
若 桜 町	補 正 後	－	－	－	4,429	2,560
	補 正 前	－	－	－	4,071	2,463
	比較(後)－(前)	－	－	－	358	97
八 頭 町	補 正 後	－	－	－	24,566	9,303
	補 正 前	－	－	－	22,582	9,262
	比較(後)－(前)	－	－	－	1,984	41
補 正 後 合 計		5,813	150	2,521	62,883	102,000
補 正 前 合 計		4,416	77	2,525	111,407	102,000
比 較 (後) － (前)		1,397	73	△ 4	△ 48,524	0

2 令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費
特別会計補正予算（第1号）《議案第2号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
2,254 千円	426 千円	2,680 千円

ア 歳入補正額の主な内容

- 因幡ふるさと振興基金運用利子の増…………… 156 千円
- 前年度繰越金の増…………… 270 千円

イ 歳出補正額の主な内容

- 因幡ふるさと振興基金積立金の増…………… 426 千円

(2) 歳入歳出総括表

[歳 入] (単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 財産収入	2,244	156	2,400
利子及び配当金	2,244	156	2,400
3 繰越金	10	270	280
前年度繰越金	10	270	280
歳 入 合 計	2,254	426	2,680

[歳 出] (単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 因幡振興事業費	2,244	426	2,670
2 予備費	10	0	10
歳 出 合 計	2,254	426	2,680

(3) 令和4年度特別会計補正予算（第1号）案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	補正前	補正額	補正後	対補正前比 (%)	財源内訳			
						歳入区分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 因幡振興事業費		2,244	426	2,670	19.0				
1 ふるさと振興事業費		2,244	426	2,670	19.0				
	<主な補正要素内容> (1) 積立金の増(因幡ふるさと振興基金)	2,244	426	2,670		利子及び配当金 前年度繰越金	2,244 0	156 270	2,400 270
2 予備費		10	0	10	0.0				
1 予備費	<補正なし>	10	0	10	0.0	前年度繰越金	10	0	10
	歳出合計	2,254	426	2,680	18.9		2,254	426	2,680

3 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算《議案第3号》(案)

(1) 歳入歳出予算額

令和5年度予算額・・・5,373,128千円

令和4年度予算額・・・7,654,000千円

比較増減額・・・△2,280,872千円(29.8%減)

(2) 予算編成方針

令和4年に発電用ボイラからの水漏れが発生した可燃物処理施設「リンピアいなば」については、同年12月に修繕が完了し、令和5年1月から試運転を行っており、4月から本稼働の予定である。これにより事業は建設から管理運営に移行することとなることから、令和5年度の予算総額は、前年度比29.8%の減となった。

また、耐震基準を下回り、かつ耐用年数が経過し老朽化が進行している消防庁舎については、消防庁舎整備基本方針に基づき計画的に整備を進めており、令和4年度末までに対象9施設のうち5施設の新築が完了した。引き続き当該事業を進めていくとともに、その他の現有施設についても経年劣化に伴う修繕等を適切に行う。

(3) 特記事業(総額1,322,043千円)

- ① 事務局本庁舎・分庁舎外壁他改修工事・・・・・・・・・・42,726千円
- ② 因幡霊場大規模改修事業・・・・・・・・・・11,061千円
- ③ 因幡浄苑処理槽防食修繕・・・・・・・・・・78,950千円
- ④ 可燃物処理施設運営管理事業・・・・・・・・・・807,176千円

- ・(債)リンピアいなば運営管理業務(R5～R24)
- ・(債)環境影響評価事後調査業務(供用後)(R5～R8)
- ・環境影響評価事後調査業務(工事中)
- ・(債)性能確認試験監理業務(R5～R6)
- ・南側法面調査業務 等

⑤ 消防庁舎新築・改築事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256,319 千円

- ・ 智頭出張所解体工事に係る地盤変動調査（事後調査）
- ・ 用瀬出張所解体工事に係る地盤変動調査（事後調査）
- ・ (債)若桜出張所新築工事・監理業務（R5～R6）・地盤変動調査（事前調査）
- ・ 消防局・鳥取消防署屋上防水改修工事
- ・ 青谷出張所外部改修工事(屋根及び外壁)

⑥ 消防ポンプ自動車・高規格救急自動車更新事業・・・・・・・・ 111,390 千円

- ・ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1 台（湖山消防署）
- ・ 災害対応特殊高規格救急自動車 1 台（湖山消防署）
- ・ (債)災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（R5～R6）（湖山消防署）

⑦ 高機能消防指令センター整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 14,421 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
可燃物処理施設整備事業に伴う環境影響評価事後調査業務費（供用後）	令和 6 年度～令和 8 年度	44,655
可燃物処理施設性能確認試験監理業務費	令和 6 年度	4,796
八頭消防署若桜出張所新築事業費	〃	240,316
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車整備事業費	〃	161,151

(5) 歳入歳出総括表

〔 歳 入 〕

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 分担金及び負担金	4,396,262	5,860,548	△ 1,464,286
2 使用料及び手数料	278,388	278,510	△ 122
3 国庫支出金	0	667,831	△ 667,831
4 県支出金	5,031	4,600	431
5 財産収入	298,188	225,701	72,487
7 繰入金	0	242,416	△ 242,416
8 繰越金	500	500	0
9 諸収入	1,859	1,294	565
10 組合債	392,900	372,600	20,300
歳入合計	5,373,128	7,654,000	△ 2,280,872

〔 歳 出 〕

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 議会費	2,301	2,301	0
2 総務費	127,256	95,534	31,722
3 民生費	61,841	61,144	697
4 衛生費	1,825,955	3,918,392	△ 2,092,437
5 消防費	3,039,942	3,148,319	△ 108,377
6 公債費	312,833	425,310	△ 112,477
7 予備費	3,000	3,000	0
歳出合計	5,373,128	7,654,000	△ 2,280,872

(6) 予算構成（性質別）

(単位：千円)

区 分		R 5 当初		R 4 当初 予算額 (B)	比較増減額 A-B (C)	増減率(%) C/B
		予算額 (A)	構成比率 (%)			
歳出	1 義務的経費(D)	2,871,501	53.4	3,192,644	△ 321,143	△ 10.1
	人件費	2,463,440	45.8	2,515,848	△ 52,408	△ 2.1
	職員給与費	2,463,440	45.8	2,399,541	63,899	2.7
	退職手当等	0	0.0	116,307	△ 116,307	△ 100.0
	公債費	312,833	5.8	425,310	△ 112,477	△ 26.4
	積立金	95,228	1.8	251,486	△ 156,258	△ 62.1
	2 一般歳出	2,501,627	46.6	4,461,356	△ 1,959,729	△ 43.9
	運営費(E)	1,179,584	22.0	1,115,279	64,305	5.8
	特記事業費	1,322,043	24.6	3,346,077	△ 2,024,034	△ 60.5
	歳出合計	5,373,128	100.0	7,654,000	△ 2,280,872	△ 29.8
	うち経常的経費D+E	4,051,085	75.4	4,307,923	△ 256,838	△ 6.0
歳入	1 市町負担金	4,385,462	81.6	5,860,548	△ 1,475,086	△ 25.2
	2 特定財源	985,307	18.3	1,791,658	△ 806,351	△ 45.0
	3 その他	2,359	0.1	1,794	565	31.5
	歳入合計	5,373,128	100.0	7,654,000	△ 2,280,872	△ 29.8

(7) 令和5年度一般会計予算の概要

(単位:千円)

歳 出 区 分	歳 出 項 目	R5予算案	R4予算	比 較	対前年度 比(%)	財 源 内 訳 []内はR4年度予算額
1 議 会 費		2,301	2,301	0	0.0	
1 議会 費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(議員18名) (2) 議会定例会(年2回)・議会臨時会(年2回)の開催経費 (3) 常任委員会行政視察経費(県外) (4) その他議会運営経費 <増減なし>	2,301 2,301 645 566 990 100	2,301 2,301 645 566 990 100	0 0 0 0 0 0	0.0 0.0	普通負担金 2,301 [2,301]
2 総 務 費		127,256	95,534	31,722	33.2	
1 一般管理費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(管理者等18名、一般職7名) (2) 総括事務費、職員厚生研修費(健康管理経費等) (3) 庁舎等管理事務費(庁舎管理委託費等) (4) 事務局庁舎改修事業 【事業別概要P1】 <主な増減要素内容> <1> 事務局庁舎改修事業費(外壁他改修)の増 <2> 事務局庁舎改修設計業務委託費の減 ○ 退職手当負担金(鳥取市2名)	127,256 127,256 58,227 19,789 6,514 42,726	95,534 95,534 63,230 23,360 5,606 3,338	31,722 31,722 △ 5,003 △ 3,571 908 39,388	33.2 33.2	普通負担金 前年度繰越金 預金利子 事務局庁舎整備事業債 94,748 [95,026] 500 [500] 8 [8] 32,000 [0]
3 民 生 費		61,841	61,144	697	1.1	
1 介護認定審査費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(審査会委員75名、一般職3名、会計年度任用職員2名) (2) 認定審査システム機器等賃借経費 (3) その他審査会運営経費等 <主な増減要素内容> <1> 職員給与費の増(一般職2名→3名、会計年度任用職員1名→2名) <2> 認定審査用システム関連経費の減(IEサポート終了関連経費)	55,189 45,486 5,197 4,506	54,415 40,805 7,668 5,942	774 4,681 △ 2,471 △ 1,436	1.4	普通負担金 特別負担金 雑入 54,801 [52,916] 0 [1,405] 388 [94]

(単位:千円)

歳 出 区 分	歳 出 項 目	R5予算案	R4予算	比 較	対前年度 比(%)	財 源 内 訳	財 源 内 訳
2 障害者総合支援 審査 費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(審査会委員6名、会計年度任用職員1名) (2) その他審査会運営経費等 <主な増減要素内容> <1> 職員給与費の減(審査会26回→24回)	4,469	4,546	△ 77	△ 1.7	普通負担金 雑入	4,459 [4,540] 10 [6]
3 休日急患歯科 診 療 費	【事業の内容】 (1) 休日急患歯科診療業務運営経費	2,183	2,183	0	0.0	普通負担金 休日等歯科診療所 運営費補助金	1,750 [1,750] 433 [433]
4 衛 生 費		1,825,955	3,918,392	△ 2,092,437	△ 53.4		
1 火葬場費		35,598	23,308	12,290	52.7		
1 因幡霊場管理費	【事業の内容】 (1) (債)因幡霊場指定管理運営業務委託料(R1～R5年度) (2) 因幡霊場大規模改修事業 【事業別概要P2】 (3) 施設維持管理費 <主な増減要素内容> <1> 因幡霊場指定管理運営業務委託料の増 <2> 因幡霊場大規模改修設計業務	35,598	23,308	12,290	52.7	普通負担金 特別負担金 雑入	35,366 [23,058] 0 [0] 232 [250]
2 不燃物処理費		524,441	502,316	22,125	4.4		
1 環境クリーンセン ター管理費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(審議会委員12名、一般職5名、会計年度任用職員3名) (2) 環境クリーンセンター管理運営業務委託料 (3) (債)リファレンスなび指定管理運営業務委託料(R1～R5年度) (4) 廃プラスチック処理業務委託料 (5) 分別基準適合物再商品化業務委託料(プラスチック・ガラスびん) (6) 施設維持管理費 (7) 不燃物処理施設建設基金積立金 <主な増減要素内容> <1> 施設維持管理に伴う光熱水費及び定期修繕費の増 <2> 環境クリーンセンター管理運営業務委託料の増 ○ ペットボトルリサイクルセンター屋根塗装工事	501,940	478,928	23,012	4.8	普通負担金 不燃物処理手数料 利子及び配当金 再生資源有価物 売払収入 雑入	430,315 [423,082] 7,998 [7,925] 2 [2] 63,068 [47,374] 557 [545]

歳 出 区 分	歳 出 項 目	R5予算案	R4予算	比 較	対前年度 比(%)	財 源 内 訳	内訳はR4年度予算額
2 元処分場管理費	【事業の内容】 (1) 施設維持管理費 <主な増減要素内容> <1> 施設維持管理に伴う水処理設備等修繕費の減 <2> 施設維持管理に伴う水質検査及び排ガス測定業務委託料の増	10,229 10,229	10,581 10,581	△ 352 △ 352	△ 3.3	普通負担金	10,229 [10,581]
3 白兔グラウンド ゴルフ場管理費	【事業の内容】 (1) (債)白兔グラウンドゴルフ場指定管理運営業務委託料(R1～R5年度) (2) 施設維持管理費 <主な増減要素内容> <1> 白兔グラウンドゴルフ場指定管理運営業務委託料(人件費等)の増 ○ 放流ポンプ取替修繕	12,272 10,987 1,285	12,807 10,950 1,857	△ 535 37 △ 572	△ 4.2	普通負担金 不燃物処分場用地使用料	12,257 [12,792] 15 [15]
3 し尿処理費		400,018	375,030	24,988	6.7		
1 施設管理費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(一般職1名) (2) (債)因幡浄苑包括管理業務委託料(R4～R6年度) (3) 脱水汚泥再資源化業務委託料 (4) 因幡浄苑処理槽防食修繕 【事業別概要P3】 (5) 施設維持管理費(因幡浄苑) (6) 施設維持管理費(コンポストセンター) <主な増減要素内容> <1> 因幡浄苑処理槽(調整槽)防食修繕費の増 ○ 因幡浄苑生物膜装置修繕費	400,018 8,812 232,833 32,920 78,950 44,480 2,023	375,030 8,704 235,238 30,000 0 99,535 1,553	24,988 108 △ 2,405 2,920 78,950 △ 55,055 470	6.7	普通負担金 し尿処理施設整備 事業費	340,818 [329,030] 59,200 [46,000]
4 可燃物処理費		865,898	3,017,738	△ 2,151,840	△ 71.3		
○ ごみ処理施設 建 設 費	<事業完了> ○ (債)設計・監理及び施工監理業務委託料(H30～R4年度) ○ (債)可燃物処理施設建設工事費(H30～R4年度)	0 0 0	2,192,983 9,029 2,168,100	△ 2,192,983 △ 9,029 △ 2,168,100	△ 100.0	普通負担金 二酸化炭素排出抑制 対策事業費交付金 利子及び配当金	0 [1,525,151] 0 [667,831] 0 [1]

歳 出 区 分	歳 出 項 目	R5予算案	R4予算	比 較	対前年度 比(%)	財 源 内 訳
3 防火クラブ育成費	【事業の内容】 (1) 防火活動経費(防火カレンダー、小冊子作成費等) ＜主な増減要素内容＞ <1> 鳥取地震から80年記念事業経費の増	812 812 325	428 428 0	384 384 325	89.7 	普通負担金 812 [428]
4 警 防 費	【事業の内容】 (1) 警防業務費 (2) 救急業務費 (3) 救助業務費 ＜主な増減要素内容＞ <1> 警防業務用器具(携帯警報器等)購入経費の増 <2> 救急業務用器具(自動心肺蘇生器等)購入経費の減 <3> 救助業務用器具(移動式高圧空気製造設備)購入経費の増	51,627 13,724 20,066 17,837 9,959 19,421 11,383	38,662 10,206 20,579 7,877 7,224 19,920 0	12,965 3,518 △ 513 9,960 2,735 △ 499 11,383	33.5 	普通負担金 51,627 [38,662]
5 消防施設費	【事業の内容】 (1) 消防施設整備費(庁舎管理経費等) (2) 消防庁舎新築・改修事業 【事業別概要P5】 (3) 車両機材整備費(車両借上料等) (4) 消防ポンプ自動車・高規格救急自動車更新事業 【事業別概要P6】 (5) 指令設備整備費(消防指令センター管理経費等) (6) 高機能消防指令センター整備事業 【事業別概要P7】 ＜主な増減要素内容＞ <1> (債)若桜出張所新築関連経費(R5～R6年度)の増 <2> 用瀬出張所新築関連経費の減 <3> 智頭出張所新築関連経費の減 <4> 青谷出張所外部改修関連経費の増 <5> 消防局屋上防水改修関連経費の増 <6> 高機能指令センター更新実施設計委託費の増	460,597 1,888 256,319 6,750 111,390 69,829 14,421 156,445 39,283 8,382 13,797 40,284 14,421	529,652 17 330,559 7,767 114,872 76,437 0 50,894 253,718 20,560 2,588 2,818 0	△ 69,055 1,871 △ 74,240 △ 1,017 △ 3,482 △ 6,608 14,421 105,551 △ 214,435 △ 12,178 11,209 37,466 14,421	△ 13.0 	普通負担金 特別負担金 物品売払収入 消防施設等整備 事業債 78,556 [101,784] 80,340 [100,358] 1 [910] 301,700 [326,600]

(単位:千円)

歳 出 区 分	歳 出 項 目	R5予算案	R4予算	比 較	対前年度 比(%)	財 源 内 訳
6 公 債 費		312,833	425,310	△ 112,477	△ 26.4	
1 元 金	長期債元金 46件	302,364	415,360	△ 112,996	△ 27.2	普通負担金 96,414 [82,320] 特別負担金 209,556 [336,126] 火葬場用地使用料 64 [64]
2 利 子	長期債利子 53件 一時借入金利子	10,469	9,950	519	5.2	不燃物処分場用地使用料 235 [235] 浄苑用地等使用料 111 [111] 可燃物用地使用料 58 [44] 消防用地使用料 3,484 [3,499] 土地貸付収入 2,911 [2,911]
7 予 備 費		3,000	3,000	0	0.0	普通負担金 3,000 [3,000]
合 計		5,373,128	7,654,000	△ 2,280,872	△ 29.8	5,373,128 [7,654,000]

(8) 令和5年度普通負担金（前年度当初比較）

(単位：千円)

市 町 名	運 営 費	介 護 認 定 審 査 費	障 害 者 総 合 支 援 審 査 費	休 日 急 患 歯 科 診 療 費	火 葬 場 費	不 燃 物 処 理 費	不 燃 物 処 理 場 跡 地 利 用 施 設 費	し 尿 処 理 費	集 落 排 水 処 理 費	可 燃 物 処 理 費	消 防 費	合 計
鳥 取 市	5 年 度	60,628	43,568	3,258	1,465	39,204	392,440	10,290	180,450	319,970	2,025,819	3,152,166
	4 年 度	62,299	41,938	3,094	1,467	30,595	378,761	10,739	178,211	1,548,425	1,980,687	4,300,213
	比較(R5)－(R4)	△ 1,671	1,630	164	△ 2	8,609	13,679	△ 449	2,239	△ 1,228,455	45,132	△ 1,148,047
岩 美 町	5 年 度	4,920	3,295	276	80	2,393	24,215	590	32,783	23,722	159,217	255,629
	4 年 度	4,263	3,253	393	79	1,809	24,219	615	29,801	77,190	148,931	294,355
	比較(R5)－(R4)	657	42	△ 117	1	584	△ 4	△ 25	2,982	△ 53,468	10,286	△ 38,726
智 頭 町	5 年 度	3,438	2,072	276	51	1,449	13,928	350	20,810	12,637	115,865	178,629
	4 年 度	2,860	1,883	279	46	1,224	13,475	366	20,320	43,172	106,361	197,357
	比較(R5)－(R4)	578	189	△ 3	5	225	453	△ 16	490	△ 30,535	9,504	△ 18,728
若 桜 町	5 年 度	1,653	1,249	205	30	678	6,084	157	2,994	6,238	65,353	85,870
	4 年 度	1,387	1,180	262	30	590	6,056	164	3,107	20,692	61,012	95,633
	比較(R5)－(R4)	266	69	△ 57	0	88	28	△ 7	△ 113	△ 14,454	4,341	△ 9,763
八 頭 町	5 年 度	6,960	4,617	444	124	3,631	33,069	870	14,845	27,552	237,459	362,072
	4 年 度	6,275	4,662	512	128	2,841	31,885	908	14,844	110,104	229,396	433,101
	比較(R5)－(R4)	685	△ 45	△ 68	△ 4	790	1,184	△ 38	1	△ 82,552	8,063	△ 71,029
5 年 度 合 計		77,599	54,801	4,459	1,750	47,355	469,736	12,257	251,882	390,119	2,603,713	4,034,366
4 年 度 合 計		77,084	52,916	4,540	1,750	37,059	454,396	12,792	246,283	1,799,583	2,526,387	5,320,659
比 較 (R5) － (R4)		515	1,885	△ 81	0	10,296	15,340	△ 535	5,599	△ 1,409,464	77,326	△ 1,286,293

(9) 令和5年度特別負担金（前年度当初比較）

(単位：千円)

市 町 名	事 業		交 付	税 費	介 護 認 定 費 建 設 費	消 防 設 費	消 防 職 員 退 職 手 当 基 金 積 立 費	合 計
	不燃物処理費	燃物処理費						
鳥 取 市	5 年 度	3,986	136	2,286	48,328	0	56,020	308,173
	4 年 度	4,416	77	2,525	111,407	785	79,968	466,189
	比較(R5)－(R4)	△ 430	59	△ 239	△ 63,079	△ 785	△ 23,948	△ 158,016
岩 美 町	5 年 度	－	－	－	－	0	4,402	15,713
	4 年 度	－	－	－	－	106	6,013	21,418
	比較(R5)－(R4)	－	－	－	－	△ 106	△ 1,611	△ 5,705
智 頭 町	5 年 度	－	－	－	－	0	3,204	9,930
	4 年 度	－	－	－	－	106	4,294	13,496
	比較(R5)－(R4)	－	－	－	－	△ 106	△ 1,090	△ 3,566
若 桜 町	5 年 度	－	－	－	－	0	1,807	4,817
	4 年 度	－	－	－	－	106	2,463	6,640
	比較(R5)－(R4)	－	－	－	－	△ 106	△ 656	△ 1,823
八 頭 町	5 年 度	－	－	－	－	0	6,567	23,263
	4 年 度	－	－	－	－	302	9,262	32,146
	比較(R5)－(R4)	－	－	－	－	△ 302	△ 2,695	△ 8,883
5 年 度 合 計	3,986	136	2,286	48,328	0	235,160	72,000	361,896
4 年 度 合 計	4,416	77	2,525	111,407	1,405	318,059	102,000	539,889
比 較 (R5) － (R4)	△ 430	59	△ 239	△ 63,079	△ 1,405	△ 82,899	△ 30,000	△ 177,993

4 令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費
特別会計予算〈議案第4号〉（案）

(1) 歳入歳出予算額

令和5年度予算額・・・2,254千円

令和4年度予算額・・・2,254千円

(2) 主要事項

○広域観光振興事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,244千円

・地域連携DMO補助・・・・・・・・・・2,244千円

(3) 歳入歳出総括表

[歳入]

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 財産収入	2,244	2,244	0
利子及び配当金	2,244	2,244	0
2 繰越金	10	10	0
前年度繰越金	10	10	0
歳入合計	2,254	2,254	0

[歳出]

区 分	本年度	前年度	比 較
1 因幡振興事業費	2,244	2,244	0
2 予備費	10	10	0
歳出合計	2,254	2,254	0

(4) 令和5年度特別会計予算案の概要

(単位:千円)

歳 出 区 分	歳 出 項 目	R5予算案	R4予算額	比 較	対前年度比 (%)	財 源 内 訳 []内はR4年度予算額
1 因幡振興事業費	(1) 広域観光振興事業費 地域連携DMO補助	2,244 2,244	2,244 2,244	0 0	0.0	利子及び配当金 2,244 [2,244]
2 予 備 費		10	10	0	0.0	前年度繰越金 10 [10]
歳 出 合 計		2,254	2,254	0	0.0	2,254 [2,254]

5 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正について

《議案第5号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「規定により、公にすることができないとされている」を「規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる」に改め、同条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第

1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第 7 条第 3 号中「他の地方公共団体その他これらに準ずる団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第 4 号中「捜査」を「鎮圧又は捜査」に改め、同条第 5 号を削り、同条第 6 号中「実施機関」を「組合の機関又は国等」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イ中「本組合」の次に「又は国等」を加え、同号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

第 7 条第 6 号に次のように加える。

カ 他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第 7 条中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を削る。

第 1 8 条の 2 第 1 号中「第 1 項」を削る。

第 3 0 条中「（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合情報公開条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

提案理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）と個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の不開示情報の整合を図るほか、所要の整備を行うためである。

6 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正について

《議案第6号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の全部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号）の全部を次のように改正する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「組合の機関」とは、管理者、監査委員及び消防長をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の

保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

（個人情報ファイルの保有等に関する届出）

第３条 組合の機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届出した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を組合の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 法第７５条第３項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第５号若しくは前号に掲げる事項を法第７５条第１項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (9) 法第７６条第１項、第９０条第１項又は第９８条第１項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (10) 法第９０条第１項ただし書又は第９８条第１項ただし書に該当するときは、その旨
- (11) その他規則で定める事項

２ 前項の規定は、法第７４条第２項第１号から第８号まで及び第１０号に掲げる個

個人情報ファイルの保有については、適用しない。

- 3 組合の機関は、第1項に規定する事項を届出した個人情報ファイルについて、当該組合の機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、管理者に対しその旨を届け出なければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、組合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、組合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、組合の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(保有個人情報の開示の際の本人確認)

第6条 保有個人情報の閲覧又は保有個人情報の写しを直接交付する方法により開示を受けようとする者は、法第77条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であること又は法第76条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る

保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求に係る費用負担)

第7条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の写しの交付を行う組合の機関は、法第76条の規定により保有する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の開示の請求を受ける場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは当該特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(開示請求に係る手数料)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

(鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第9条 組合の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）第1条に規定する鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 前号の場合のほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 管理者は、毎年1回、この条例による個人情報保護制度の各組合の機関及び議会における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(規則への委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により職務上知り得た改正前の条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は第 12 条第 2 項若しくは第 13 条第 2 項の規定による業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に改正前の条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを伴う事務に係る業務の委託を受けた者及び当該委託を受けた業務に従事していた者

(3) 施行日前において指定管理者及びその管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

3 施行日において組合の機関が保有している個人情報ファイルについての第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

4 施行日前に改正前の条例第 14 条、第 24 条又は第 29 条の規定による請求がされた場合における改正前の条例第 2 条第 5 号に規定する保有個人情報（以下「旧保

有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは施行日前において旧実施機関の職員であった者又は第2項第2号及び第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、組織市町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、所要の整理を行うためである。

7 鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部
改正について《議案第7号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部
改正について

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のよう
に改正する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部
を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年鳥取
県東部広域行政管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例（平成17年鳥取県
東部広域行政管理組合条例第1号。以下「保護条例」という。）第2条第1号に規定
する実施機関」を「に規定する実施機関をいう。以下同じ。）、組合の機関（鳥取県
東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年鳥取県東部広
域行政管理組合条例第 号。以下「保護法施行条例」という。）第2条第1項に規定

する組合の機関」に改め、「以下同じ。）」の次に「又は議会」を加え、「審議を」を「審議し、答申を」に改め、同条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「保護条例第34条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の3号を加える。

- (3) 保護法施行条例第9条に規定する個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項
- (4) 鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取県東部広域行政管理組合条例第 号）第45条に規定する審査請求に関する事項
- (5) 鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例第50条に規定する個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項

第6条第4項中「第2条第2号から第4号まで」を「第2条第3号及び第5号」に改める。

第7条第1項中「実施機関」の次に「、組合の機関又は議会」を加え、「諮問実施機関」を「諮問実施機関等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問実施機関等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2号から第5号までに掲げる事項の諮問がされた場合における同条の規定による調査及び審議並びに答申については、なお従前の例による。

提案理由

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正及び鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例（平成 17 年鳥取県東部広域行政管理組合条例第 1 号）の全部改正に伴い、所要の整理を行うためである。

8 鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の
条例の制定について《議案第8号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正
する等の条例の制定について

鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条
例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正
する等の条例

（鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県
東部広域行政管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条
の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第2
8条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第2条の見出し中「鳥取市職員の定年等に関する条例の」を削り、同条中「関し

て」を「ついて」に改め、同条後段を削る。

(鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の服務等に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職員の意に反する降給の事由並びに」及び「の手續及び効果」を削る。

(鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(鳥取県東部広域行政管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な事項を定める」を「規定する」に改める。

第3条中「1月以上6月以下給料」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第4条第2項中「、職務に」を「職務に」に改める。

(鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第9号)の一部を次のように改正す

る。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(鳥取県東部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 鳥取県東部広域行政管理組合職員の再任用に関する条例（平成14年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、第5条の規定による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等
に関して所要の整備を行うためである。

9 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について《議案第9号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について

次の者を鳥取県東部広域行政管理組合監査委員に選任することについて同意を求める。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

1 住 所

2 氏 名

3 生年月日

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を得るためである。

【4】そ の 他

〔1〕今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
1 月 30 日（月） 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所 会議室	
2 月 6 日（月） 10:00～ 2 月 7 日（火） 10:00～	議会定例会	鳥取市役所 議場	正副管理者出席

〔2〕その他